



No. 23 号 成 田 市
2010 年 5 月 発行



～あらゆる場に男女が参画し 協働するまちづくり



“何をめざしているのかな。 春が優しく追いかけてます。”

★Contents (主な内容)★

- ☆ 平成22年度男女共同参画講座のお知らせ
- ☆ 女性のための相談
- ☆ さざなみインフォメーション

◆男女共同参画社会基本法 5本の柱

- ①男女の人権の尊重
- ②社会における制度又は慣行についての配慮
- ③政策等の立案及び決定への共同参画
- ④家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤国際的協調

平成22年度男女共同参画講座のお知らせ

家庭や職場・地域社会などで、お互いにその人権を尊重し、個性と能力を十分発揮でき責任も分かち合う男女共同参画社会を推進するため、男女共同参画セミナーとフォーラム・イン・ナリタを開催します。

今年度の「男女共同参画講座」の日程です。自分を活かす生き方、男女共同参画の視点での経済変化、市民参加型のテーマで男女共同参画について学びます。

その成果を家庭や地域社会・職場などで活かしていただけるように全講座を受講する「年間受講者」と一回毎に受講申し込みをする「一般受講者」とに分けて募集します。

多彩な講師による身近なテーマです。ご夫婦で、グループでまた個人でご応募下さい。

☆年間受講者

- ・受講資格＝成田市内に在住在勤・在学の人で全講座に参加できる予定の人
- ・募集期間＝平成22年6月18日(金)まで
- ・募集人数＝30人(定員になり次第締切)

☆申し込み方法＝ハガキ、電話、Eメール等で①住所 ②氏名 ③電話番号 ④「年間受講希望」を明記し成田市役所・企画政策課へ（裏面「おたより募集」参照）

☆一般受講者＝各開催日の1ヶ月前から受付します。くわしくは「広報なりた」等でお知らせします。

男女共同参画講座日程

	日時	テーマ・講師
第1回 セミナー	6月25日(金) 1:30～	「7つの別れ」と「7つの出会い」
		茨城大学 准教授 長谷川 幸介 氏
第2回 セミナー	7月8日(木) 1:30～	がんばりすぎていませんか～人生の岐路をみつめて四半世紀～
		家庭裁判所参与員 国松 実枝子 氏
第3回 セミナー	7月28日(水) 1:30～	指針なき時代の親子・家族関係づくり
		臨床心理士 京谷 幸一 氏
フォーラム・イン・ ナリタ	11月14日(日) 1:30～	男と女のあり方が変わる・経済も変わる
		経済評論家 森永 卓郎 氏
第5回 セミナー	12月4日(土) 1:00～	身近なテーマで発表・意見交換
		市民の皆さん

男女共同参画セミナーの会場 市役所6階中会議室

フォーラム・イン・ナリタの会場 市役所6階大会議室

ゆっくり話してみませんか？

女性のための相談

市では「女性のための相談」を開設しています。
家庭や家族関係について、対人関係・自分自身について日頃心にしまわれている悩みごと等
ゆっくり話してみませんか。

女性の相談員は「頑張っているのに報われない時、人は弱音を吐きたくなります。
『話す』作業で心を軽くし、自分を取り戻しましょう。あなたがあなたらしく生きるお手伝
いをする、それが私の仕事です。」と、話しておられます。

「私が頑張らなきゃ」とか「私が我慢すれば」とかの思いが強くはありませんか。
助けを求める力をつけましょう。それが、主体的な生き方への一歩になると思います。
女性専門相談員があなたと一緒に考えます。

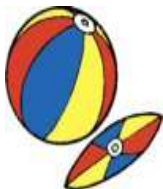
無 料

予 約 制

秘 密 厳 守

- ☆相談日 毎月第2・4木曜日
午前10時～正午 午後1時～午後4時
- ☆対象者 市内在住の女性
- ☆相談内容 自分自身の生き方、夫婦・家族のこと、職場・地域での人間関係、
セクハラ、DV等女性が抱えるさまざまな問題
- ☆予約受付電話 0476-20-1500（8時30分～17時）

詳しくは、企画政策部企画政策課へ
TEL 20-1500



◆6月23日～29日は「男女共同参画週間」

男女が、お互いその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を發揮できる“男女共同参画社会”の実現が求められています。この週間は、男女共同参画社会の実現に向けて、平成11年6月23日に制定された「男女共同参画社会基本法」の目的や基本理念について理解を深めることを目指しています。

男女共同参画推進員の皆さん

今年度セミナー・講座の企画、運営に携わっていただく推進員は、8名の方々です。



(写真は左から水間さん、櫻井さん、見通さん、小倉さん、中村さん、小泉市長、川瀬さん、齋藤さん、小川さん)

◆おたより募集中！

☆男女共同参画に関する意見・感想などをお送りください。お待ちしております。

☆おたよりの送付先

〒286-8585 成田市花崎町 760

成田市企画政策部企画政策課

男女共同参画班

☎20-1500 ファックス 24-1006

Eメール kikaku@city.narita.chiba.jp



⊗働くお母さん・お父さんの豆知識⊗

ILO156 号条約（家族的責任を有する労働者条約）

◎ 国連の専門機関である ILO（国際労働機関）で 1981 年に採択された ILO156 号条約は「家族的責任を有する労働者条約」とも呼ばれています。

家族的責任を有する労働者とは、子供や、介護または援助が必要な家族に対する責任を持つもののことです。この条約では、家族的責任は男女が共に担うものであるという考え方を明確にし、家族的責任を有する労働者が差別を受けることなく働き続けることができるように保障することを義務付けています。

日本は、1992 年に育児休業法を法制化、1995 年に育児休業制度を導入し同年にこの条約を批准しました。

編集後記

緊張や不安の日々が続いた4月が過ぎ、少しの安堵感を得て生活のリズムを作りはじめる5月です。親の側を離れなかった新園児が元気に教室に向かい、新1年生は授業に自分を取りこめられるようになり、小さな心がたくましくなるのが実感できる頃です。

小さな体で{「自分力」と「自立」をつける努力を忘れないで}と、教えてくれているようです。

※さざなみは、支所、公民館、図書館、保健福祉館、三里塚コミュニティセンター、市のホームページ